

畜産所得向上支援事業費補助金（省エネ設備等導入支援）

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

県内で畜産を営む農業法人等に対して、畜産物の生産過程におけるエネルギーの削減による収益性の向上に向けた設備等の導入経費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

(1) 補助要件 収入増又は所得向上10%以上、若しくは経費削減10%以上を図る取組みを実施すること。

(2) 対象経費 省エネルギー設備等の導入に要する経費

(3) 補助率 1/3以内

(4) その他

市町村等と協調補助の場合は1/12を上限に上乗せ

※県が5/12、市町村等が1/12補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和5年10月上旬～10月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

令和5年度第1四半期（4月～6月）から第3四半期（10月～12月）までの各期の平均配合飼料価格と令和2年度の配合飼料の平均価格との差額から配合飼料価格安定制度等の補てん金を除いた額の一部を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：令和5年度配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）
- (2) 対象経費：配合飼料の購入に要する経費
- (3) 補助率：1/2以内
- (4) 補助上限額：6,000円／1トン

5 募集期間

- (1) 募集期間：第1四半期（4月～6月）・・・7月下旬～8月中旬（実施済み）
第2四半期（7月～9月）・・・10月下旬～11月中旬（予定）
第3四半期（10月～12月）・・・1月下旬～2月中旬（予定）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県配合飼料価格安定基金協会、
山形県酪農業協同組合及び県内各農業協同組合
- (3) 申込み先：山形県配合飼料価格安定基金協会、山形県酪農業協同組合及び
県内各農業協同組合

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

単味飼料価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

単味飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するため、申請した畜産農家を対象に令和5年度第1四半期（4月～6月）から第3四半期（10月～12月）までの各期の単味飼料の購入経費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：単味飼料を購入している畜産農家（申請による）
- (2) 対象経費：単味飼料の購入に要する経費
- (3) 補助率：配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金と同額の補助単価
- (4) 補助上限額：6,000円／1トン

5 募集期間

- (1) 募集期間：第1四半期（4月～6月）・・・7月下旬～8月中旬（実施済み）
第2四半期（7月～9月）・・・10月下旬～11月中旬（予定）
第3四半期（10月～12月）・・・1月下旬～2月中旬（予定）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：公益社団法人山形県畜産協会
- (3) 申込み先：公益社団法人山形県畜産協会

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部畜産振興課
- (2) 担当（係）名：畜産生産基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-3350

魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等
※さくらんぼの省力化設備導入及び「やまがた紅王」雨よけハウス整備は、農業を営む個人（販売農家）も対象

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）
- 「やまがた紅王」の出荷量（苗木の導入年度ごとに目標を設定）
- 販売額又は所得額の増加（省エネルギー設備等整備事業のみ）

(2) 補助対象：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 新産地育成事業（資材・機械の導入）
 - ・ 農業栽培施設整備（ハウス整備（新規栽培者研修用ハウス含む）、促成施設整備）
 - ・ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
 - ・ 気象災害対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）
- 栽培技術等導入支援事業（ソフト事業）
（栽培法・機械の実証、販売促進活動、新規栽培者研修、労働力確保 等）
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業（H30 から R4 に導入した「やまがた紅王」の苗木に対する雨よけハウス整備）
- 省エネルギー設備等整備事業（ヒートポンプ、多段サーモスタット、外張被覆資材等の省エネルギー設備の導入）

(3) 補助率：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 団地支援型：5分の2又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額
 - ・ 生産性・所得向上型：3分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額
- 労働環境整備事業
 - ・ 団地支援型及び生産性・所得向上型
3分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額

- 省力化推進事業
 - ・生産性・所得向上型のみ
 - 3分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額
- 栽培技術等導入支援事業
 - ・団地支援型及び生産性・所得向上型
 - 3分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業
 - ・生産性・所得向上型のみ
 - 3分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額
- 省エネルギー設備等整備事業
 - ・団地支援型及び生産性・所得向上型
 - 2分の1

(4) 補助上限額：

- 収益性向上対策事業：3,000万円（団地支援型は8,000万円）
- 労働環境設備整備事業：150万円
- 省力化推進事業：1,000万円
- 栽培技術等導入支援事業：50万円
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業：なし
- 省エネルギー設備等整備事業：なし

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和5年7月中旬～8月上旬
 - ※ 省エネルギー設備等整備事業のみ（その他の事業については募集完了）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2466

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和5年6月19日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

原油価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者に対し、A重油及び灯油（以下「燃油」という。）の購入にかかる費用の一部を支援します。

3 利用対象者

県内で施設園芸を営む農業法人、農業者、農業者団体 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 山形県内で、園芸用施設において野菜類、花き類、果樹類を生産していること。
- 省エネルギー取組計画を作成し、実践すること。

(2) 対象経費：園芸用施設の加温に使用する燃油の購入経費

(3) 補助率：平均価格（※1）と基準価格（※2）の差額を交付単価とし、月ごとの燃油購入数量に応じて1/2相当額を補助

※1 月ごとの燃油の全国平均価格

※2 過去7年間の全国平均価格のうち最高値1年及び最安値1年を除いた5年の平均価格（A重油81.6円、灯油86.5円）

(4) 補助上限額：なし

(5) その他：令和5年10月から12月までの期間に購入した燃油を対象とする。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和6年2月上旬～2月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：

県ホームページからダウンロード又は最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：農林水産部園芸大国推進課 野菜花き振興担当

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2) 担当（係）名：野菜花き振興担当

(3) 電話番号：023-630-2282